

新潟市立青山小学校 いじめの防止等のための基本的な方針

【 意 義 】

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。そして、この課題を解決していくためには、社会総がかりでいじめの問題に対峙していくことが必要である。青山小学校の職員は、このことを深く鑑み、いじめを生まない学校、いじめの問題を克服する学校を目指し、基本的な方針を定めることとする。

【 定 義 】；いじめ防止対策推進法（以下「法」という）第2条より抜粋

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【 基本理念 】；法3条より

- 1 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- 2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- 3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

【学校及び学校の教職員の責務】；法8条より

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

【保護者の責務等】；法9条より

- 1 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。
- 2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。
- 3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。
- 4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、第三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

【 具体的方策 】

1 いじめの予防と早期発見、解決に向けた方策

- (1) 児童の多面的な理解と早期発見、即時対応
 - ・ 全教職員は全児童にかかわり、多面的な児童理解を行い、児童の情報共有を積極的に進める。
 - ・ いじめを発見あるいは、その兆候に気付いた場合は、生活指導主任を中心とし、管理職も含めたミーティングを早急に開き、学校として組織的に対応する。
 - ・ 毎週木曜日の職員打ち合わせでは、「情報交換」を行い、学級の児童のいじめの状況について報告し、情報を共有し、事後の対策を立てる。
- (2) いじめを生まない学級風土及び学校風土の構築
 - ・ S S Tや構成的グループエンカウンターを随時取り入れたり、道徳教育や体験活動の充実を図ったりしながら、学級内において適切な人間関係を醸成する。
 - ・ 異学年交流活動など、全校児童による活動の場を設定する。
- (3) いじめ発見のためのアンケート
 - ・ 学校生活アンケートの実施（6月、11月、2月）と、その後の個別の教育相談を全児童に行い、実態把握に努める。
 - ・ アンケートの点検は、学年ごとに複数で、即日チェックをする。いじめが見付かった場合は、即日に管理職に報告する。
- (4) インターネットによるいじめ防止対策
 - ・ 児童のインターネット活用状況を調査し、インターネットによるいじめ防止のために適切な利用について保護者とともに啓発活動を行い、情報モラルについても指導する。
- (5) いじめが発生した場合の対応
 - ・ いじめに関する事案が発生した場合には、市教育委員会、教育相談センター等の関係機関と連携を密にして、被害が及んでいる児童を守り抜く姿勢を堅持して校長を中心にいじめ・不登校対策委員会で対応する。
 - ・ いじめの問題が完全に解決するまで丁寧な観察を続け、確実な解消に至るまで、継続して対応する。

2 地域、関係機関との連携

- (1) 地域・保護者との連携
 - ・ 生徒指導だより「はまかぜ」の発行や個別懇談会等を通して、いじめに対する取組を地域・保護者に知らせたり、校区育成協議会と連携したりすることで、学校を含めた地域全体でいじめを根絶する意思表示を推進する。
- (2) 関係機関との連携
 - ・ 状況に応じて市教育委員会、教育相談センター等外部専門機関と連携し迅速に対応する。

3 いじめ・不登校対策委員会について

- (1) いじめ・不登校対策委員会の設置は、校長を委員長として、生活指導主任を主任とする。構成委員は、委員長と主任の指示の下、必要な職員があたる。
- (2) 外部委員を含める規程は次のようにする。
 - ・ 現P T A副会長あるいは、副会長経験者
 - ・ 青山小学校区育成協議会役員経験者
 - ・ その他、学校長が必要と認める者
- (3) 重篤な事態が予想される場合は、上記いじめ・不登校対策委員会とは別個に、新潟市教育委員会と相談の上、組織する。